

証券コード2370

2022年11月30日

株 主 各 位

東京都品川区勝島一丁目5番21号
株式会社メディネット
代表取締役 久布白兼直

第27回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第27回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、本株主総会における新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主総会当日のご来場をお控えいただき、書面又はインターネットによる事前の議決権行使をお願い申しあげます。

お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、2022年12月14日（水曜日）午後6時までに議決権を行使いただきますようお願い申しあげます。

[書面（郵送）による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年12月14日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.net-vote.com/>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、2022年12月14日(水曜日)午後6時までに議案に対する賛否をご入力のご送信ください。

スマートフォンをご利用の場合は、QRコードにより直接議決権の行使が可能です。（QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）

インターネットによる議決権行使に際しましては41～42頁の「インターネットによる議決権行使について」をご確認くださいようお願い申しあげます。

なお、書面（郵送）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。また、インターネットにより複数回議決権を行使された場合は、最後の行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年12月15日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区芝四丁目1番23号 三田NNビル地下1階
三田NNホール
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 目的事項
報告事項

第27期（2021年10月1日から2022年9月30日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案

定款一部変更の件

第2号議案

資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金処分の件

第3号議案

取締役7名選任の件

第4号議案

監査役2名選任の件

第5号議案

補欠監査役1名選任の件

第6号議案

取締役に対する株式報酬（譲渡制限付株式報酬）の付与のための報酬決定の件

以上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
 - ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「業務の適正を確保するための体制」、「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.medinet-inc.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載いたしていません。従いまして、本招集ご通知の添付書類は、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告及び計算書類の一部であり、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした計算書類の一部であります。
 - ◎株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類（インターネット開示事項を含む）に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト (<https://www.medinet-inc.co.jp/>) に掲載させていただきます。
 - ◎本株主総会の決議結果につきましては、決議ご通知の送付は行わず、当社ウェブサイト (<https://www.medinet-inc.co.jp/>) に掲載させていただきます。

新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、株主総会当日のご出席を検討されている株主様におかれましては、株主総会当日の流行状況やご自身の体調を十分にご確認のうえ、マスク着用等の感染予防に最大限ご配慮いただきますようお願いいたします。

なお、株主様同士のお席の間隔を広く取るため、十分な座席を確保できない可能性がございます。そのため満席となった場合、ご入場を制限させていただく場合がございますので、予めご了承くださいませよう、お願いいたします。

(添付書類)

事業報告

(2021年10月1日から
2022年9月30日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度（2021年10月1日から2022年9月30日まで）においては、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況が続いたものの、ワクチン接種が進み、行動制限の緩和等により、経済活動は徐々に正常化に向かっていますが、一方で、急激な円安の進行、資源・エネルギー価格の高騰等により、先行きは依然として不透明な状況にあります。

こうした状況の中、当社は、前事業年度より引き続き、「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」と「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」による法的枠組みの下、新たなビジネス展開による事業拡大に向けた取り組みを進めるとともに収益構造の改善に注力しております。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の長期化により、当社の取引先医療機関における治療患者数の回復が遅れており、依然として厳しい状況にあります。

当事業年度においては、新型コロナウイルス感染症の長期化による取引先医療機関での国内患者数及びインバウンド患者数の低迷が続き、細胞加工数の回復が限定的になったこと等により、売上高は633百万円（前期比7.2%減）となりました。損益面につきましては、売上高の減少等により、売上総利益は127百万円（前期比29.1%減）となり、研究開発費の増加等により販売費及び一般管理費は1,461百万円（前期比15.9%増）となったことにより、営業損失は1,333百万円（前期は営業損失1,080百万円）となりました。また、加工中断収入10百万円、投資事業組合運用益1百万円（前期比99.1%減）、株式交付費7百万円（前期比8.4%増）等の営業外損益により、経常損失は1,314百万円（前期は経常損失870百万円）となり、資産除去債務戻入益66百万円を特別利益に計上したこと等により、当期純損失は1,254百万円（前期は当期純損失843百万円）となりました。

なお、当事業年度の期首より、「収益認識に関する会計基準」（企業会

計基準第29号（2020年3月31日）等を適用しております。詳細は、「個別注記表 2. 会計方針の変更に関する注記」に記載のとおりであります。

報告セグメント別の業績の概況は、以下のとおりであります。

I 細胞加工業

細胞加工業については、細胞加工業の3つのビジネス領域（「特定細胞加工物製造業」・「バリューチェーン事業」・「CDMO事業」）の拡大に向けて積極的な活動を展開しております。当事業年度においては、バリューチェーン事業（再生医療関連サービス）の取引増加によりバリューチェーン事業の売上が拡大したものの、新型コロナウイルス感染症の長期化による取引先医療機関での国内患者数及びインバウンド患者数の低迷が続き、受託する細胞培養加工件数の回復が限定的になったこと等により、売上高は633百万円（前期比7.2%減）となり、売上高の減少に伴う利益の減少に加え、細胞培養加工に係る体制整備費用等の増加により、セグメント損失は232百万円（前期はセグメント損失132百万円）となりました。

II 再生医療等製品事業

再生医療等製品事業については、再生医療等製品の開発を加速し、早期の収益化を目指すとともに、国内外で行われている再生医療等製品の開発動向にも注目し、それらのパイプライン取得、拡充を視野に入れた活動を行っております。当事業年度においては、売上高は0.2百万円（前期比7.2%増）となり、研究開発活動の進展に伴う研究開発費の増加等により、セグメント損失は582百万円（前期はセグメント損失450百万円）となりました。

② 設備投資の状況

細胞加工機器及び、研究開発機器の取得、医療機関用システムの開発等により、76百万円の設備投資を行いました。

③ 資金調達の状況

新株予約権の行使を受けたことにより、1,598百万円の資金を調達いたしました。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第24期 (2019年9月期)	第25期 (2020年9月期)	第26期 (2021年9月期)	第27期 (当事業年度) (2022年9月期)
売上高 (千円)	1,059,021	783,035	683,033	633,672
当期純損失 (△) (千円)	△795,307	△842,013	△843,396	△1,254,092
1株当たり当期純損失(△) (円)	△6.71	△6.19	△4.88	△6.33
総資産 (千円)	3,084,178	5,249,563	5,377,672	6,078,061
純資産 (千円)	2,590,458	4,806,576	4,902,726	5,511,924
1株当たり純資産額 (円)	21.10	29.60	27.31	26.03

(注) 1. 1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 対処すべき課題

当社は、「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」及び「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」による新たな規制環境の変化を捉え、これまで事業の中核をなしていた医療機関向けの特定細胞加工物の製造に加えて、企業等に向けた細胞加工業への展開等、新たなビジネス領域を拡大することで、早期の黒字化を目指してまいります。更に、再生医療等製品の開発を加速させ、製造販売承認を取得することで、飛躍的な成長を目指してまいります。

これを踏まえ、当社が対処すべき特に重要な課題は、以下のとおりであります。

① 細胞加工業の推進

当社がこれまで約19.2万件の細胞加工実績で培ってきたノウハウ・経験をもとに、契約医療機関から受託するがん免疫細胞治療用の特定細胞加工物の製造に加え、新技術による新しい細胞種の受託メニューの提供や再生・細胞医療に取り組む製薬企業、大学、医療機関、研究機関等から特定細胞加工物の製造を受託する等の「特定細胞加工物製造業」の更なる売上の拡大を図るとともに、再生・細胞医療のコンサルティング、細胞培養加工施設の運営管理、細胞加工技術者の派遣・教育システムの提供等といっ

た「バリューチェーン事業」の売上の拡大、更には、お客様のニーズに対応し再生医療等製品等の開発製造を受託する「CDMO事業」の拡大を目指してまいります。

② 再生医療等製品の開発

当社が行っている免疫細胞治療に係る研究開発に加えて、国内外において有望な再生医療等製品シーズを保有する企業等とのアライアンスにより、開発パイプラインを拡充し、再生医療等製品の開発を加速してまいります。同時に、再生医療等製品の製造販売承認を取得することにより、売上の拡大を図ってまいります。

③ 継続企業の前提に関する重要事象等

当社は、がん免疫療法市場の環境変化に伴う細胞加工業の売上急減に加え、再生医療等製品事業分野における自社製品の開発進捗に伴う支出が累増しているため、継続的に営業損失及びマイナスの営業キャッシュ・フローが発生しており、継続企業の前提に疑義を生じさせるリスクが存在しております。

しかしながら、当社は、2018年4月に開始した事業構造改革を着実に実行し、細胞加工業セグメントにおいては、細胞加工施設の統廃合等を通じて製造体制の適正化を図り、同セグメントのセグメント利益の早期黒字回復を目指しております。また、再生医療等製品事業セグメントにおいては、早期の製造販売承認の取得に向けて有望でかつ可能性の高いシーズを優先して開発を進めるとともに、再生医療等製品の開発費等については資金状況を勘案の上、機動的に資金調達を実施してまいります。現状では、構造改革の着実な実行を通じた資金の確保、更に2019年6月の第14回及び第15回、2020年7月の第16回、2020年9月の第17回並びに2021年9月の第18回新株予約権の発行による再生医療等製品開発費等の資金調達等により、安定的なキャッシュポジションを維持しており、当面の資金繰りに懸念はないものと判断しております。これらに加えて、当社における当事業年度末の資金残高の状況を総合的に検討した結果、事業活動の継続性に疑念はなく、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

(4) 主要な事業内容 (2022年9月30日現在)

当社は、「常に本質を究め、誠実性と公正性をもって真の社会的付加価値を創造する」という経営理念の下、「次世代の医療を支える革新的な技術及びサービスを迅速かつ効率的に社会に提供し続ける」ことにより、人々の健康と“Quality of Life (生活の質)”の向上に資することを使命として、細胞加工業及び再生医療等製品事業を展開しております。

① 細胞加工業

細胞加工業では、医療機関向けの特定細胞加工物の製造をはじめ、企業、大学、医療機関/研究機関等から、臨床用の細胞加工及び治験用の細胞加工物製造の受託や、再生・細胞医療のバリューチェーンを収益化し、細胞培養加工施設の運営管理、細胞加工技術者の派遣・教育システムの提供等を行っております。

② 再生医療等製品事業

再生医療等製品事業では、当社で行う研究開発のみならず、これまで継続的に行ってきた大学等との共同研究を通じて、再生医療等製品の製造販売承認を取得してまいります。同時に、国内外で行われている再生医療等製品の開発動向にも注目し、国内外の有望な技術・物資等を持つ企業等とのアライアンスにより、パイプラインの拡充を視野に入れた活動も行っております。

(5) 主要な事業所 (2022年9月30日現在)

本社	東京都大田区
細胞培養加工施設	東京都品川区

(6) 使用人の状況 (2022年9月30日現在)

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
96(18)名	13名増(1名減)	38.6歳	8.5年

(注) 使用人数は就業者数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人数を外数で記載しております。

(7) 主要な借入先の状況 (2022年9月30日現在)

該当事項はありません。

2. 株式の状況 (2022年9月30日現在)

(1) 発行可能株式総数 300,000,000株

(2) 発行済株式の総数 211,730,423株

(注) 第18回新株予約権の行使により、発行済株式の総数は、32,980,000株増加しております。

(3) 株主数 55,487名

(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
木村佳司	7,629,300	3.60
株式会社三星住発	2,050,000	0.96
セントラル短資株式会社	2,037,000	0.96
日本証券金融株式会社	1,638,500	0.77
森部鐘弘	1,400,000	0.66
S M B C 日興証券株式会社	1,158,200	0.54
中埜昌美	1,100,000	0.51
株式会社ランドキャリー	1,005,000	0.47
崎山浩司	900,000	0.42
猪狩恭典	895,000	0.42

(注) 持株比率は、自己株式 (30株) を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権の状況

	第18回新株予約権
発行決議日	2021年8月16日
割当日	2021年9月1日
新株予約権の数	340,000個
発行価額	総額22,440,000円（本新株予約権1個につき66円）
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 34,000,000株
新株予約権の払込期日	2021年9月1日
行使価額及び行使価額の修正条件	1株当たり、本新株予約権の各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の終値の95.0%に相当する金額（小数点第3位まで算出し、小数点第3位を切り上げた価額）または下限行使価額（1株当たり42円）のいずれか高い方
権利行使期間	2021年9月2日から2023年9月1日まで
割当先	マコーリー・バンク・リミテッド

(注) 第18回新株予約権は、当事業年度中に全て行使されました。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2022年9月30日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	木 村 佳 司	
代表取締役社長	久 布 白 兼 直	
取 締 役	落 合 雅 三	経営管理部長
取 締 役	近 藤 隆 重	細胞加工事業部長
取 締 役	篠 田 丈 丈	(株)T&Rホールディングス代表取締役 (株)アリスタゴラ・アドバイザーズ代表取締役会長 (株)アリスタゴラ・フィナンシャル・サービス会長 アリスタゴラ・インターナショナル Pte. Ltd. (シンガポール法人) 取締役 アリスタゴラ・アセットマネジメント Pte. Ltd. (シンガポール法人) 取締役 Aristagora VC Israel GP Ltd. (ケイマン法人) 取締役 (株)ニチリョク取締役会長
取 締 役	吉 野 公 一 郎	カルナバイオサイエンス(株)代表取締役社長 クリングルファーマ(株)社外取締役
常 勤 監 査 役	瀧 上 眞 次	ダイ・デザイン社(米国法人)日本代表 (株)ニチリョク社外取締役
監 査 役	片 山 卓 朗	奥・片山・佐藤法律事務所
監 査 役	長 谷 川 明 彦	Swedish Orphan Biovitrum Japan (株)総括製造販売責任者

- (注) 1. 取締役篠田丈氏及び吉野公一郎氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役瀧上眞次氏、片山卓朗氏及び長谷川明彦氏は、社外監査役であります。
 3. 当社は、取締役吉野公一郎氏及び監査役瀧上眞次氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 4. 当事業年度中の取締役の地位の異動状況は次のとおりであります。

氏 名	変 更 後	変 更 前	異 動 日
木 村 佳 司	代表取締役会長	代表取締役社長	2022年4月1日
久 布 白 兼 直	代表取締役社長	取締役副社長	2022年4月1日

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役、執行役員であり、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。次回更新時には同内容での更新を予定しております。なお、当該保険契約では、補填する額について限度額を設けること等により、被保険者による職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を決議しております。

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針は次のとおりです。

a.基本方針

当社の取締役の報酬等は、基本報酬である月例の固定報酬のみで構成する。

b.取締役の個人別の報酬等の額についての決定に関する方針

個人別の報酬等の額（基本報酬の額）については、各取締役の役位、職責、当社業績及び業績への貢献度、目標達成度、在任年数、他社水準、従業員給与の水準等を総合的に勘案する。

c.取締役の個人別報酬等の内容についての決定の委任に関する事項

- (i) 個人別の報酬等の額の決定については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受ける。委任の理由は、当社全

体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

- (ii) 当該権限の内容は、各取締役の個人別の基本報酬の額とする。
- (iii) 取締役会は、当該権限が適切に行使されるよう、代表取締役社長が作成した原案を代表取締役社長及び社外取締役2名から構成される報酬委員会に諮問し、答申の内容を最大限尊重して決定する。

取締役会は、当事業年度に係る取締役等の個人別の報酬等について、代表取締役社長から決定方針等の説明を受け、また報酬委員会の答申内容を確認すること等により、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支給対象人数（名）	支給額（千円）
取締役 （うち社外取締役）	6 (2)	71,200 (6,000)
監査役 （うち社外監査役）	3 (3)	12,800 (12,800)
合 計	9	84,000

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2003年12月24日開催の第8回定時株主総会において年額500,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は4名です。
2. 監査役の報酬限度額は、2003年12月24日開催の第8回定時株主総会において年額100,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。
3. 当事業年度末の役員の人数は、取締役6名及び監査役3名であります。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
 - 「4. (1)取締役及び監査役の状況」に記載の社外役員の重要な各兼職先と当社との間に特別な関係はありません。

② 当事業年度における社外役員の名な活動状況

区分	氏名	出席状況、発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	篠田 丈	<p>当事業年度に開催された取締役会13回すべてに出席し、金融・ビジネスに関する経験、専門的知見等を踏まえて助言、提言を行っております。また、報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。</p>
社外取締役	吉野 公一郎	<p>当事業年度に開催された取締役会13回すべてに出席し、バイオ業界において長年培った専門的な知識と幅広い知見や経営者としての豊富な経験等に基づき助言、提言を行っております。また、報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。</p>
社外監査役	瀧上 眞次	<p>当事業年度に開催された取締役会13回すべてに出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための助言、提言を行っております。</p> <p>また、当事業年度に開催された監査役会12回すべてに出席し、経営全般に関する客観的かつ公正な観点から、監査の方法、監査結果についての意見交換及び重要事項の協議等を行っております。</p>
社外監査役	片山 卓朗	<p>当事業年度に開催された取締役会13回すべてに出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための助言、提言を行っております。</p> <p>また、当事業年度に開催された監査役会12回すべてに出席し、弁護士としての観点から意見を頂いております。</p>

区分	氏名	出席状況、発言状況及び 期待される役割に関して行った職務の概要
社外監査役	長谷川 明彦	<p>当事業年度に開催された取締役会13回すべてに出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための助言、提言を行っております。</p> <p>また、当事業年度に開催された監査役会12回すべてに出席し、これまでの専門分野の経験、知識を活かし意見を頂いております。</p>

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

普賢監査法人

(注) 会計監査人であったEY新日本有限責任監査法人は、2021年12月16日開催の第26回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る報酬等の額	18,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画、職務の遂行状況及び報酬見積の算定根拠等が適切であるかどうかについて検討を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、かつ解任が相当と判断される場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社では、株主に対する利益還元を最重要課題の一つとして位置づけており、業績、経営基盤の強化及び将来の成長等を総合的に勘案して、利益配当の実施を検討してまいります。また、先行投資を着実に回収し、継続的な成長を果たすことで企業価値を向上し、株主の皆様の利益に貢献したいと考えております。

しかしながら当社は、これまで、配当を実施した実績はなく、当期末では累積損失が発生しています。そのためまずは内部留保を確保して、早期の累積損失の解消に努めるとともに、再生医療等製品の製造・販売承認の取得に向けた設備投資及び研究開発投資、細胞加工業の顧客獲得に向けた設備投資及び営業活動への資金充当を優先させ、企業体質の強化を進めるとともに、事業の成長を図っていく方針であります。

貸借対照表

(2022年9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
項 目	金 額	項 目	金 額
流 動 資 産	4,807,470	流 動 負 債	279,313
現金及び預金	4,499,095	買掛金	46,141
売掛金	170,996	リース債務	1,992
仕掛品	15,732	未払金	131,839
原材料及び貯蔵品	33,787	未払費用	7,954
前渡金	956	未払法人税等	28,746
前払費用	25,243	預り金	5,621
その他	61,659	賞与引当金	57,016
固 定 資 産	1,270,591	固 定 負 債	286,822
有 形 固 定 資 産	537,186	リース債務	2,307
建物	477,475	繰延税金負債	128,091
工具、器具及び備品	28,059	資産除去債務	156,160
リース資産	10,169	その他	262
建設仮勘定	21,482	負 債 合 計	566,136
無 形 固 定 資 産	101,687	純 資 産 の 部	
特許権	19,791	株 主 資 本	5,158,978
ソフトウェア	24,406	資 本 金	5,892,020
ソフトウェア仮勘定	57,489	資 本 剰 余 金	1,360,593
投 資 そ の 他 の 資 産	631,717	資本準備金	1,360,593
投資有価証券	485,357	利 益 剰 余 金	△2,093,633
長期貸付金	536,250	その他利益剰余金	△2,093,633
破産更生債権等	26,878	繰越利益剰余金	△2,093,633
差入保証金	77,269	自 己 株 式	△2
保険積立金	66,163	評 価 ・ 換 算 差 額 等	352,946
その他	2,926	その他有価証券評価差額金	352,946
貸倒引当金	△563,128	純 資 産 合 計	5,511,924
資 産 合 計	6,078,061	負 債 純 資 産 合 計	6,078,061

損 益 計 算 書

(2021年10月1日から
2022年9月30日まで)

(単位：千円)

項 目	金	額
売 上 高		633,672
売 上 原 価		505,748
売 上 総 利 益		127,923
販売費及び一般管理費		1,461,023
営 業 損 失		1,333,099
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	6,790	
投 資 事 業 組 合 運 用 益	1,766	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	6,200	
加 工 中 断 収 入	10,225	
そ の 他	1,724	26,707
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	98	
株 式 交 付 費	7,487	
為 替 差 損	283	
そ の 他	0	7,870
経 常 損 失		1,314,262
特 別 利 益		
資 産 除 去 債 務 戻 入 益	66,000	66,000
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	527	527
税 引 前 当 期 純 損 失		1,248,790
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	5,352	
法 人 税 等 調 整 額	△51	5,301
当 期 純 損 失		1,254,092

株主資本等変動計算書

(2021年10月1日から
2022年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当 期 首 残 高	5,082,073	550,646	550,646	△843,396	△843,396	-	4,789,323
会計方針の変更による累積的影響額				3,855	3,855		3,855
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	5,082,073	550,646	550,646	△839,541	△839,541	-	4,793,178
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行	809,946	809,946	809,946				1,619,893
当 期 純 損 失				△1,254,092	△1,254,092		△1,254,092
自 己 株 式 の 取 得						△2	△2
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)							
当 期 変 動 額 合 計	809,946	809,946	809,946	△1,254,092	△1,254,092	△2	365,799
当 期 末 残 高	5,892,020	1,360,593	1,360,593	△2,093,633	△2,093,633	△2	5,158,978

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	91,636	91,636	21,766	4,902,726
会計方針の変更による累積的影響額				3,855
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	91,636	91,636	21,766	4,906,582
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行				1,619,893
当 期 純 損 失				△1,254,092
自 己 株 式 の 取 得				△2
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	261,309	261,309	△21,766	239,542
当 期 変 動 額 合 計	261,309	261,309	△21,766	605,342
当 期 末 残 高	352,946	352,946	-	5,511,924

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年11月17日

株式会社メディネット

取締役会 御中

普賢監査法人 東京都千代田区

指 定 社 員 公認会計士 嶋 田 両 児
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 高 橋 弘
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社メディネットの2021年10月1日から2022年9月30日までの第27期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年10月1日から2022年9月30日までの第27期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人普賢監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年11月18日

株式会社メディネット 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	瀧 上 眞 次 ㊟
監査役（社外監査役）	片 山 卓 朗 ㊟
監査役（社外監査役）	長谷川 明 彦 ㊟

(注) 会計監査人であったEY新日本有限責任監査法人は、2021年12月16日開催の第26回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当社の将来に向けた事業拡大に備えた機動的な資金調達を可能にするために、現行定款第6条（発行可能株式総数）について、発行可能株式総数を現行の300,000,000株から400,000,000株に変更するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。
 - ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨の変更案第15条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
 - ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
 - ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。
- (3) 法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>300,000,000株とする。</u></p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第15条 当社は、<u>会社法施行規則第94条第1項の規定により、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>400,000,000株とする。</u></p> <p>(削 除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第15条 当社は、<u>株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</u></p> <p>② <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(選任方法)</p> <p>第28条 (条文省略)</p> <p>② (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(任期)</p> <p>第29条 (条文省略)</p> <p>② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(選任方法)</p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ <u>当会社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p>④ <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。<u>ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>(附則)</u></p> <p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p>第1条 2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</p> <p>② 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第2号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金処分の件

当社は、過年度及び第27期事業年度において当期純損失を計上し、2,093,633,368円の繰越利益剰余金の欠損を計上するに至っております。

つきましては、この欠損金を補填し、財務体質の健全化を図ることを目的として、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分をいたしたいと存じます。

本議案は、貸借対照表の純資産の部における勘定科目の振替処理であり、純資産額に変動を生じるものではありません。

また、発行済株式総数、株主の皆様のご所有株式数にはなんら変更ございません。

本議案の提案理由並びに具体的な内容は下記のとおりです。

1. 提案の理由

当社では早期の業績改善と財務体質の健全化を推し進めるべく努力しておりますが、繰越損失の解消には相当の期間を要するものと見込まれます。そのため、当社の繰越利益剰余金の欠損を解消し、今後の効率的な経営を維持するため、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分をいたしたいと存じます。

具体的には、会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少し、その全額をその他資本剰余金に振り替えるとともに、会社法第452条に基づき、増加後のその他資本剰余金の全額を繰越利益剰余金に振り替え、欠損の補填に充当いたしたいと存じます。

2. 資本金の額の減少の内容

① 減少する資本金の額

資本金の額5,892,020,841円のうち、733,040,168円を減少して、5,158,980,673円とし、減少する資本金の額の全額を、その他資本剰余金に振り替えます。

② 資本金の額の減少が効力を生じる日

2023年1月31日

3. 資本準備金の額の減少の内容

① 減少する資本準備金の額

資本準備金の額1,360,593,200円を全額減少し、0円とし、減少する資本準備金の額の全額を、その他資本剰余金に振り替えます。

② 資本準備金の額の減少が効力を生じる日

2023年1月31日

4. 剰余金処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、上記2. 及び3. の資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、資本金及び資本準備金の額の減少により増加するその他資本剰余金2,093,633,368円の全額を減少して、減少するその他資本剰余金の全額を、繰越利益剰余金に振り替えることにより、欠損補填に充当いたしたいと存じます。

① 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 2,093,633,368円

② 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 2,093,633,368円

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化を図るため取締役1名を増員することとし、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	木村佳司 (1952年3月15日生)	1992年9月 HOYA(株) 本社市場開発促進部課長 1994年10月 (株)コアメディカル 専務取締役 1995年10月 当社設立 代表取締役社長 2002年9月 代表取締役CEO 2011年10月 代表取締役社長 2013年10月 取締役会長 2014年10月 代表取締役会長兼社長 2015年10月 代表取締役会長兼社長兼事業本部長 2018年10月 代表取締役会長兼社長 2018年12月 代表取締役社長 2022年4月 代表取締役会長(現任)	7,629,300株
2	久布白兼直 (1960年7月17日生)	1983年4月 三菱化成工業(株)(現三菱ケミカル(株)) 入社 1990年4月 同社 東京支社医薬部門 1993年10月 同社 医薬本部医薬事業部 1998年10月 東京田辺製薬(株)(現田辺三菱製薬(株)) 学術情報部出向 1999年10月 三菱東京製薬(株)(現田辺三菱製薬(株)) 医薬事業本部学術情報部グループマネージャー 2001年10月 三菱ウェルファーマ(株)(現田辺三菱製薬(株)) 営業本部営業企画部グループマネージャー 2005年4月 同社 営業本部関西圏エリアマーケティング部長 2007年10月 田辺三菱製薬(株) 営業本部営業推進部担当部長 2008年4月 同社 営業本部製品育成第1部長 2010年4月 同社 営業本部製品情報部長 2015年10月 同社 営業本部東京支店長 2016年4月 同社 理事 営業本部東京支店長 2017年4月 同社 グループ理事、吉富薬品(株)代表取締役社長 2018年4月 同社 グループ理事、天津田辺製薬有限公司総経理 2020年12月 当社取締役 2021年4月 取締役副社長 2022年4月 代表取締役社長(現任)	27,600株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数
3	おち あい まさ み 落 合 雅 三 (1974年9月22日生)	1997年 4 月 千代田生命保険(相) (現ジブラル タ生命保険(株)) 入社 2001年 2 月 丸紅テレコム(株) (現MXモバイ リング(株)) 入社 2004年 9 月 当社入社 2006年10月 経営企画部経営企画グループマ ネージャー 2007年12月 (株)東京ベイ・メディカルフロン ティア取締役 2011年10月 (医)澁志会 管理本部長 2018年 1 月 当社 経営管理部長 2018年12月 取締役経営管理部長 (現任)	71,600株
4	こん どう たか しげ 近 藤 隆 重 (1975年4月22日生)	2000年 6 月 アイン・エンジニアリング(株)入 社 2003年 4 月 当社入社 2008年 1 月 臨床開発部臨床開発グループマ ネージャー 2014年10月 TR推進部学術開発室長 2015年 4 月 経営戦略部長 2018年12月 取締役経営戦略部長 2020年 4 月 取締役細胞加工事業部長 (現 任)	66,400株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数
5	しの だ たけし 篠 田 丈 (1961年8月1日生)	<p>1985年4月 (株)小松製作所入社</p> <p>1989年5月 日興証券(株) (現S M B C日興証券(株)) 入社</p> <p>1998年12月 ドレスナー・クラインオートベンソン証券会社入社 エクイティファイナンス・アジア本部長</p> <p>2000年9月 アイエヌジー・ベアリング証券会社入社 エクイティファイナンス・アジアオセアニア本部長</p> <p>2003年3月 T & R(有) (現(株)T & Rホールディングス) 代表取締役 (現任)</p> <p>2003年6月 BNPパリバ証券(株)入社 株式・派生商品本部長</p> <p>2007年4月 (株)アリストゴラ (現(株)アリストゴラ・アドバイザーズ) 取締役</p> <p>2011年3月 同社 代表取締役会長 (現任)</p> <p>2013年9月 (株)アリストゴラ・フィナンシャル・サービス 取締役</p> <p>2014年10月 (株)Noah's Planning 社外取締役</p> <p>2014年10月 当社 社外取締役 (現任)</p> <p>2016年1月 (株)アリストゴラ・フィナンシャル・サービス 会長 (現任)</p> <p>2017年8月 アリストゴラ・インターナショナル Pte. Ltd. (シンガポール法人) 取締役会長</p> <p>2018年1月 同社 取締役 (現任)</p> <p>2018年11月 アリストゴラ・アセットマネジメント Pte. Ltd. (シンガポール法人) 取締役 (現任)</p> <p>2020年1月 Aristagora VC Israel GP Ltd. (ケイマン法人) 取締役 (現任)</p> <p>2020年12月 (株)ニチリョク 取締役</p> <p>2022年6月 同社 取締役会長 (現任)</p>	130,300株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数
6	よしの こういちろう 吉野 公一郎 (1949年3月25日生)	1974年 4月 鐘紡(株)入社 1987年 7月 同社 薬品研究所合成研究グループ長 1991年 9月 同社 ガン研究所第一研究グループ長 1998年 4月 同社 創薬研究所資源探索研究部長 1999年 4月 日本オルガノン(株)(現MSD(株))入社 医薬研究所長 2003年 4月 カルナバイオサイエンス(株)設立 代表取締役社長(現任) 2018年12月 当社 社外取締役(現任)、クリングルファーマ(株) 社外取締役(現任)	100,000株
7	※ いち かわ くに ひで 市川 邦英 (1944年7月29日生)	1970年 4月 山之内製薬(株)(現アステラス製薬(株))入社 研究・開発部門 1994年 8月 同社 医薬営業本部 1998年 6月 同社 取締役 1999年 6月 同社 取締役営業本部長 2002年 6月 同社 常務取締役 2003年 6月 同社 専務取締役 2005年 4月 アステラス製薬(株) 専務取締役営業本部長 2008年 9月 シミック(株)(現シミックホールディングス(株))入社 2010年12月 (株)インジェックス・ジャパン設立 代表取締役 2013年 5月 シミックホールディングス(株)子会社、(株)オーファンパシフィック 代表取締役社長 2013年10月 シミックホールディングス(株)代表取締役副会長、メディパルホールディングス(株) 顧問 2017年 7月 木村情報技術(株) 顧問 2019年 4月 (株)クオンタムオペレーション 顧問(現任) 2020年10月 (株)サイジエクト設立 代表取締役(現任)	—
<p>【選任理由及び期待される役割】</p> <p>市川邦英氏は、同氏が製薬業界での経験や知見、また経営者としての豊富な経験を有しており、当社の経営に対して適切な助言、監督をいただけることを期待し、社外取締役候補者としたものであります。</p>			

(注) 1. ※印(市川邦英氏)は、新任の取締役候補者であります。

2. 当社は、篠田丈氏が代表取締役である(株)アリスタゴラ・アドバイザーズからコンサルティング等のサービスの提供を受けていますが、その対価の額は僅少であります。

- その他、各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 篠田丈氏、吉野公一郎氏及び市川邦英氏は、社外取締役候補者であります。
 4. 篠田丈氏は、コンサルティング会社の代表取締役を務めており、その金融・ビジネスに関する経験、専門的知見等を踏まえて、当社の経営に対して適切な助言、監督をいただけることを期待し、社外取締役候補者としたものであります。
 5. 吉野公一郎氏は、同氏がバイオ業界において長年培った専門的な知識と幅広い知見や経営者としての豊富な経験を有しており、当社の経営に対して適切な助言、監督をいただけることを期待し、社外取締役候補者としたものであります。
 6. 篠田丈氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、8年2ヶ月となります。
 7. 吉野公一郎氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、4年となります。
 8. 当社は、篠田丈氏及び吉野公一郎氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。各社外取締役候補者の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。また、新任候補者である市川邦英氏の選任が承認された場合は、同様の契約を締結する予定です。
 9. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、当社取締役を含む被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、保険料は全額当社が負担しております。本議案において各取締役候補者の選任が承認された場合は、各氏は当該保険契約の被保険者となり、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
 10. 当社は、吉野公一郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。本総会において同氏の再任が承認された場合、同氏を引き続き独立役員として指定する予定であります。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役 瀧上眞次氏及び片山卓朗氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	たき がみ しん じ 瀧上眞次 (1952年9月17日生)	1980年4月 東西貿易(株)入社 1987年1月 日興証券(株) (現SMBC日興証券(株)) 入社 2000年1月 ゼネラルコンサルティング(株)入社 2002年5月 エムディエス(株) 取締役 2003年10月 (株)コネット 取締役 2003年12月 シミック(株)入社 社長室長 2007年1月 ダイ・デザイン社 (米国法人) 日本代表 (現任) 2012年9月 (株)チャーチルコンサルタンツ 顧問 2014年12月 当社 常勤社外監査役 (現任) 2020年12月 (株)ニチリョク 社外取締役 (現任)	3,000株
2	かた やま たく ろう 片山卓朗 (1950年10月8日生)	1982年4月 弁護士登録 (34期) 黒田法律事務所入所 1984年4月 独立後、法律事務所設立 2018年5月 奥・片山・佐藤法律事務所 (現任) 2018年12月 当社 社外監査役 (現任)	—

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 瀧上眞次氏及び片山卓朗氏は、社外監査役候補者であります。
3. 瀧上眞次氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏がその経歴を通じて培った豊富な知識・経験と幅広い見識を生かし、経営全般に関する客観的かつ公正な観点から、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したためであります。
4. 片山卓朗氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏が弁護士としての豊富な経験と専門的な知識並びに高い法令遵守の精神を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したためであります。同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
5. 瀧上眞次氏は、現在当社の社外監査役ですが、監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって8年になります。
6. 片山卓朗氏は、現在当社の社外監査役ですが、監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって4年になります。

7. 当社は、瀧上真次氏及び片山卓朗氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。各監査役候補者の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
8. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、当社監査役を含む被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、保険料は全額当社が負担しております。本議案において各監査役候補者の選任が承認された場合は、各氏は当該保険契約の被保険者となり、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
9. 当社は、瀧上真次氏の選任が承認された場合は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、第1号議案が承認されることを条件として、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴 重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
おかざきくみこ 岡崎久美子 (1980年4月14日生)	2008年12月 新日本有限責任監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所 2013年9月 公認会計士登録 2017年8月 岡崎久美子公認会計士事務所設立 同事務所代表（現任） 税理士法人YFPクレア入所（現任） 2017年10月 税理士登録 2021年9月 (株)エム・エイチ・グループ 社外監査役（現任）	—
<p>【選任理由及び期待される役割】</p> <p>岡崎久美子氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、同氏が有する公認会計士として培われた高度な専門的知識を当社の監査体制に反映していただくことを期待したためであります。</p> <p>なお、同氏は、上場企業の社外監査役の経験を有しており、客観的な見地から意見・提言をいただくことで、当社の経営に対し適切な監督を行っていただけるものと判断しております。</p>		

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 岡崎久美子氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 岡崎久美子氏が監査役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、当社監査役を含む被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、保険料は全額当社が負担しております。岡崎久美子氏が監査役に就任した場合は、同氏は当該保険契約の被保険者となり、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第6号議案 取締役に対する株式報酬（譲渡制限付株式報酬）の付与のための報酬決定の件

当社取締役の報酬額は、2003年12月24日開催の当社第8回定時株主総会において、年額500,000千円以内（ただし、使用人分給与を含まない。）としてご承認をいただいております。

今般、当社は役員報酬制度の見直しを行うこととし、社外取締役を含む当社取締役に対し、当社企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、中長期的な企業価値向上に向けた取り組みや株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別に、以下のとおり譲渡制限付株式報酬制度を導入することについて、ご承認をお願いしたく存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式報酬を付与するために支給する報酬は金銭報酬債権といたします。

対象取締役に支給する金銭報酬債権の総額は、年額24,000千円以内（うち社外取締役は年額3,000千円以内）といたします。対象取締役は、取締役会決議に基づき、本制度により支給される金銭報酬債権の全部を、現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は、年300,000株以内（うち社外取締役分は年37,500株以内。ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする、当社の普通株式の無償割当、株式分割又は併合が行われた場合、当該効力発生日以降、割当比率、分割比率、併合比率に応じて、当該総数を必要に応じて合理的な範囲内で調整する。以下同じ）といたします。また、その1株当たりの払込金額は、株式の発行又は処分に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。

また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

現在の当社の取締役は6名（うち社外取締役2名）であり、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、7名（うち社外取締役3名）となります。

本議案は、上記のとおり、当社取締役に対し、当社企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに中長期的な企業価値向上に向けた取り組みや株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とするものであり、また、付与する金銭報酬債権の上限額は、他社の水準も参考に、当該目的に資する水準としております。また、本議案に基づく1年間に発行又は処分される当社の普通株式の上限数は、発行済株式総数の約0.14%であり、その希薄化率は軽微です。そのため、本議案の内容は相当なものであると判断しております。なお、当社は、取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を定めており、その内容は事業報告11～12頁に記載のとおりであります、

本議案を承認いただいた場合には、39～40頁に記載のとおり当該方針を変更することを予定しております。

【本制度の内容】

1. 本制度の概要

本制度は対象取締役に対し、譲渡制限付株式を付与するための金銭報酬債権を支給し、この金銭報酬債権を出資財産として現物出資させることで、対象取締役に当社普通株式を発行又は処分（以下「交付」といいます。）し、かつ、交付した株式に一定期間の譲渡制限を付した上でこれを保有させるものです。

本制度に基づく当社普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、「2. 本割当契約において定める内容の概要」を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

2. 本割当契約において定める内容の概要

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、交付日から当社又は当社の子会社もしくは関連会社（以下「当社グループ」といいます。）の取締役、監査役、執行役員及び使用人のいずれの地位も喪失するまで（以下「本譲渡制限期間」という。）の期間、本制度に基づき交付を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

(2) 譲渡制限の解除

対象取締役が本譲渡制限期間の開始日以降、1年が経過する日までの期間（以下「役務提供期間」という。）継続して当社グループの取締役、監査役、執行役員又は使用人の地位にあったことを条件として、そのすべての本割当株式について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該取締役が当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間中に当社グループの取締役、監査役、執行役員及び使用人の地位をいずれも喪失した場合、「(3) 役務提供期間中の退任等の取り扱い」の定めに従って無償取得される株式以外の本割当株式について、当該無償取得に係る取締役会決議がされた時点をもって譲渡制限を解除するものとする。

(3) 役務提供期間中の退任等の取り扱い

対象取締役が役務提供期間中に当社グループの取締役、監査役、執行役員及び使用人のいずれの地位も喪失した場合（ただし、死亡による退任の場合を除く）には、当社は、対象取締役の退任の理由（自己都合、定年等正当な理由のある場合、解任される場合等）等具体的事情に照らして、当社の取締役会の決定により以下のいずれかを実施することができる。

Ⅰ. 本割当株式の全部を無償で取得する。

Ⅱ. 対象取締役が退任した時点をもって、次の①の数から②の数を引いた数の本割当株式について、無償で取得する。

①本割当株式数

②本払込期日を含む月から対象取締役が本条項柱書に掲げるいずれの地位からも退任した日を含む月までの月数を12で除した数（以下「在任期間比率」という。）に、本割当株式数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）

(4). 譲渡制限が解除されなかった場合の取扱い

当社は、本譲渡制限期間が満了した時点において譲渡制限が解除されていない本割当株式の全てを当然に無償取得する。

(5). 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理する。

(6). 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（当該組織再編等に関する事項について当社の株主総会の承認を要しない場合には、取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の効力発生日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。この場合には、当社は、本項の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式の全てを当然に無償で取得する。

【ご参考】取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

当社は、取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を定めており、その内容は事業報告11～12頁に記載のとおりであります。本議案を承認いただいた場合には、以下のとおり当該方針を変更いたしません。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、中長期の企業価値向上を考慮し、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とし、基本報酬である月例の固定報酬と非金銭報酬（株式報酬）で構成する。

2. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

(1) 月例固定報酬の額等の決定に関する方針

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき、代表取締役社長がその具体的内容の決定について委任を受けるものとし、代表取締役社長は、そ

の具体的内容の決定に際しては、各取締役の役位、職責、当社業績及び業績への貢献度、目標達成度、在任年数、他社水準、従業員給与の水準等を総合的に勘案するものとする。

(2) 非金銭報酬（株式報酬）の額又は数等の決定に関する方針

非金銭報酬である株式報酬については、譲渡制限付株式（1年間継続して当社グループの取締役、監査役、執行役員又は使用人の地位にあったことを条件として、取締役等からの退任時に譲渡制限を解除する）を割り当てることとし、各取締役の役位、職責、当社業績及び業績への貢献度、目標達成度、在任年数、他社水準等を総合的に勘案して株式報酬に係る払込みに用いるために付与する金銭報酬の額を取締役会において決定の上、取締役会が定めた日に割り当てる（原則として年1回とする）こととする。

(3) 各報酬の割合の決定に関する方針

月例固定報酬と非金銭報酬（株式報酬）に係る金銭報酬の割合は概ね9：1となるようにする。

(4) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関するその他の事項

取締役会は、代表取締役社長による上記(1)の決定及び取締役会による(2)の決定が適切に行われるよう、各取締役の報酬等の内容について、代表取締役社長及び代表取締役会長、並びに社外取締役から構成される任意の報酬委員会に諮問するものとし、代表取締役社長及び取締役会は、同報酬委員会の答申の内容を最大限尊重し、報酬等の具体的内容を決定するものとする。

以 上

インターネットによる議決権行使について

インターネットにより議決権を行使される場合は、以下の事項をご確認のうえ、2022年12月14日（水曜日）午後6時までに行ってくださいようお願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。

【議決権行使ウェブサイトアドレス】 <https://www.net-vote.com/>

2. インターネットによる議決権行使方法について

【パソコンをご利用の方】

同封の議決権行使書用紙に記載の「ログインID」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って議案の賛否をご入力ください。

【スマートフォンをご利用の方】

同封の議決権行使書用紙に記載の「スマートフォン用QRコード」を読み取りいただくことにより、「ログインID」及び「パスワード」を入力することなく議決権を行使いただくことができます。

なお、一度議決権を行使された後で行使内容を変更される場合は、上記の議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただき、議決権行使書用紙に記載の「ログインID」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って議案の賛否をご入力ください。（QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。）

書面（郵送）とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。また、インターネットによって複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

3. ログインID及びパスワードのお取り扱いについて

- (1) 議決権行使書用紙に記載されている「ログインID」及び「パスワード」は、本株主総会に限り有効です。

- (2) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。大切にお取り扱いください。
- (3) パスワードの再発行をご希望の場合は、後記の専用ダイヤルにご連絡ください。

4.ご留意事項

- (1) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際に発生する費用は、株主様のご負担となります。
- (2) 株主様のインターネット利用環境等によっては、ご利用いただけない場合もございます。

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先】

株式会社アイ・アール ジャパン 証券代行業務部

[専用ダイヤル] 0120-975-960

[受付時間] 午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く）

以 上

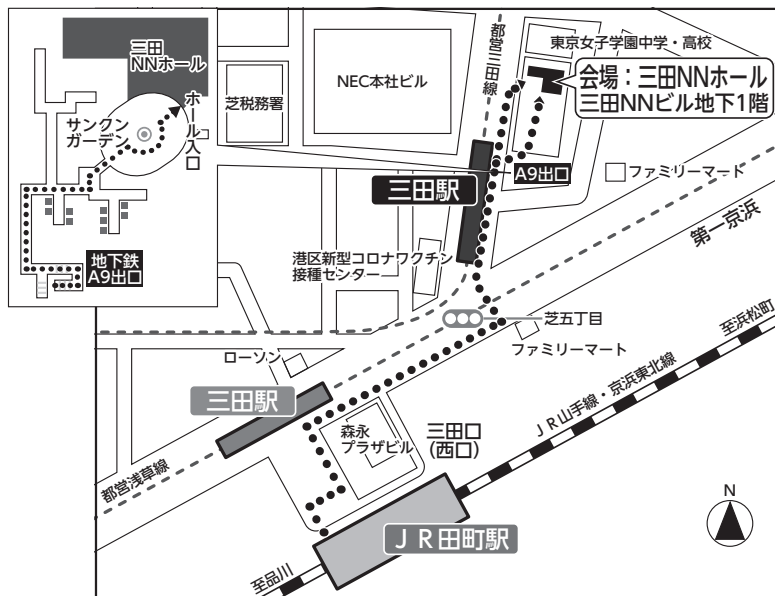
メ モ

株主総会会場ご案内図

会場 三田NNビル地下1階 三田NNホール

住所 東京都港区芝四丁目1番23号

電話 03-5443-3233



交通機関 JR山手線・京浜東北線 田町駅（三田口より徒歩約5分）
都営地下鉄 浅草線・三田線 三田駅（A9出口より徒歩約2分）

（ 駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。 ）

お土産のご用意はございませんので、予めご了承くださいますようお願い申し上げます。

UD FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。